

笑って予防! 楽しくケア!

認知症って何だろう?

# 笑顔でつき合う認知症



群馬大学大学院保健学研究科 教授 山口 晴保氏

アルツハイマー病の病態解明を目指し30年にわたり研究。認知症の進行を防ぐ脳活性化リハビリテーションに積極的に取り組む。専門はアルツハイマー病の神経病理学や実践医療。日本認知症学会副理事長・専門医、日本認知症ケア学会評議員、日本リハビリテーション医学会専門医。医学博士。

## 認知症 番外編

### 「我が家で暮らし続けたい」を支える —日常生活自立支援事業—

#### 支援があれば1人暮らしできる

たとえ認知症になっても「いつまでも我が家で暮らし続けたい」と、多くの人が思っています。ところが、認知症になると、金銭管理ができません。そんな時、どうしたら独居生活を継続できるでしょうか？ 答えは「**日常生活自立支援事業**」の利用です。その効能を、独居の事例を通して説明しましょう。

認知症のAさんは、毎日パチンコ店に通って散財し、生活費の管理ができません。玉がなくなると店員にキャッシュカードと暗証番号を渡してお金を引き出してもらっています（一部抜かれているかも?）。生活保護を受けているBさんは、毎日レンタルビデオ店に通ってお金を使い、電話やガスなどの支払いができなくなりました。認知症になると目の楽しみで生活し、生活全体の計画を立てることができなくなります。Cさんは、2カ月に1度の年金支給日にだけ息子がやってきて年金を下ろしてしまうので、介護保険などのサービスを使えません（自己負担分の料金を支払えない）。現実の世界では「小説よりも奇」なことがたくさん生じています。

このような状況になった時、**住んでいる市区町村の社会福祉協議会と支援計画（支援の頻度や支援内容）を立てて契約すると**、日常生活自立支援事業のスタッフ「生活支援員」（研修を受けた高齢者ボランティアが多い）が週に1度程度訪問して、銀行からお金を下ろしたり、公共料金を支払ったり、介護保険の手続きや利用料支払いなどを行って、**在宅生活の継続を支援してくれます**。しかも料金は格安で、



1回1000円程度（全国平均は1200円）です。

この制度は、知的障害や精神障害など判断力が低下した人も対象です。でも、「判断力が低下して、いつもチョコレートを買ってしまい太って困る」というアナタは対象外です。入院していてもこの制度を使えますし、医療機関への支払いなども代行してもらえます。

年金証書や家の権利証書、通帳や印鑑など大切なものを預かってもらえますが、指輪やネックレスなどの貴金属は預かってもらえません。

#### 財産をだまし取られないために

もう1つ、独居生活を支える制度があります。**成年後見制度**です。こちらは財産を守る……というか、死後に財産を残す制度です。成年後見人にお金の使い方や、入院・介護施設への入所・介護保険利用など暮らし方について判断を代行してもらえます（ただし、手術などの医療についての代諾はできません）。認知症のDさんは、訪問販売で50万円の浄水器を買いました。買ったことを忘れ、翌月にはもう1個買いました。さらに数カ月後、「これが売れないとクビになる」という販売員の泣き落とし作戦が功を奏し、50万円でお買い上げでした。それでも、訪問販売員を「良い人」と思っています。「とても親切で優しい人」だからです。

その他、だまされて家を売られてしまったというような被害の防止には、この成年後見制度が役立ちます。契約を解除できるからです。しかし、この制度を使うには、家庭裁判所に判断を仰ぐので、手続きが大変です。

最後に怖い事例を1つ。軽度の認知症で、面倒見のよい娘の家族と同居していたEさんです。持病の心不全が悪化して入院すると、亡くなる3日前に、遠方に住み全く面倒を見ていなかった長男が見舞いに訪れました。そして、病室で『住んでいる家など遺産は全部長男に譲る』とEさんに言わせて、録音して帰りました。

高齢になると、いろいろなことが生じます。**元気うちに、エンディングノートなど「準備」が大切**ですね。

財産は 残らず使い 喧嘩無し